

## 寄附金等に関する規程

(目的)

**第1条** 本規程は、一般社団法人 国際職業能力育成協会（以下「当協会」という）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般寄附金 寄附者が使途を特定せずに寄附した寄附金
- (2) 特別寄附金 寄附者が寄附の申込みにあたり、あらかじめ使途を特定した寄附金

2 本規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(一般寄附金の募集)

**第3条** 当協会は、常時一般寄附金を募ることができる。

(寄附金の受入制限)

**第4条** 寄附金が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該寄附を受け入れることができないものとする。

- (1) 法令に抵触するときのほか、当協会の業務執行上支障があると認められるときおよび当協会が受け入れるには社会通念上不相当と認められるとき
- (2) 第2条第1項第2号の特別寄附金について、その使途が定款第2条に定める目的の達成に資するものでないとき

(寄附金の使途)

**第5条** 一般寄附金は、公益目的事業に50%以上使用し、残りを管理費に使用することとする。

- 2 特別寄附金は、寄附者の特定した使途に使用し、管理費として使用する部分は10%以下でなければならない。
- 3 第2項については、寄附者に本規程を示し、了解を得るものとする。

(受領書等の送付)

**第6条** 寄附金を受領したときは、受領書を寄附者に送付するものとする。

- 2 前項の受領書には、当協会の公益目的事業に関連する寄附である旨、寄附金額およびその受領年月日を記載するものとする。

(情報公開)

**第7条** 当協会が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所に備え置き閲覧等の措置を講ずるものとする。

(補則)

**第8条** 本規程に定めるもののほか、本規程の実施に関し必要な事項があるときは、理事会の決議により決するものとする。

(改正)

**第9条** 本規程の改正は、理事会の議決により行うものとする。

**附則**

本規程は、平成30年7月27日から施行する。

一般社団法人 国際職業能力育成協会  
平成30年7月27日